

どうみん割のご利用にあたって、公的書類による居住地の確認と、規定の回数ワクチン接種済であること、または対象検査の結果が陰性であることが条件となります。

○ 利用条件について

- 道民はワクチン2回目接種より14日間以上経過していること。
- 青森県民・岩手県民・宮城県民・秋田県民・山形県民は3回目接種が完了(接種後の経過日数は問わない)していること。
- 検査結果通知書の有効期限は、PCR 検査・抗原定量検査等は検体採取日より 3 日以内、抗原定性検査は検体採取日より 1 日以内。(検体採取日の翌日を1日目としてカウントします。)
- 検査結果通知書は『①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限』の記載が必要。
- 旅行時、チェックイン等の際に、ワクチンの接種済証や検査の結果通知書等の提示が必要となります。
- 提示については、ワクチンの接種済証や検査の結果通知書等の原本のほか、接種済証などを撮影した画像や写し(コピー)等の提示によることも可能です。
- 運転免許証、健康保険証等の公的書類により、利用対象の道県在住であることの確認が必要となります。
- 代表者のみならず、全ての利用者の確認が必要です